

浜岡原子力発電所 3号機 放射性廃液漏えい事象に係る保安規定違反を踏まえた 保安規定の遵守に関する再発防止対策について

2010年7月22日

当社は、2009年12月1日に発生した3号機での放射性廃液の漏えい事象について、これまで「原因と対策」および「不適切な排水行為の意思決定段階で組織的にチェックできなかった根本的な原因と対策」をまとめ、原子力安全・保安院へ報告しました。

(2010年2月25日, 2010年6月18日お知らせ済み)

また、保安規定^{※1}に違反する運用を実施したことについて、「なぜ保安規定に違反したのか」という観点で対策を整理するとともに、「他に保安規定と異なる運用を行っていないか」について、引き続き調査を実施してまいりました。

本日、調査結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

「なぜ保安規定に違反したのか」という観点で整理した結果

<保安規定違反の原因>

- (1) 濃縮廃液を液体廃棄物処理系へ排水する際、使用する配管が技術基準に適合しているかどうかの検証が不十分であったこと、また排水手順を社内規程類に規定していなかったため、保安規定を遵守している手順かどうかの確認ができなかったことから、本来の使用目的と異なる排水を防止することができませんでした。
- (2) 「設備改造のない作業」や「前例のある作業」であったため、保安規定に適合していることを確認する意識が不足していました。

<再発防止対策>

- (1) 法令改正や保安規定の変更などの要求事項について、社内規程類へ適切に反映するとともに、社内規程類を定期的(3年以内)に確認し、社内規程類の適切性を保持していきます。
- (2) 発電所員に対し、今回の事象を踏まえた特別教育を行い、また協力会社従業員に対し、決まりを守ることの大切さを認識させる教育を行うことにより、保安規定に適合していることを確認する意識の向上を図ります。また、社長が定める品質方針に「常に問いかけ、学ぶ、報告する姿勢を堅持し安全文化を醸成する」項目を追加し、引き続き安全文化の醸成活動に取り組んでいきます。

「他に保安規定と異なる運用を行っていないか」の調査結果

今回の事象を受けて、他の業務において同様に保安規定と異なる運用等を実施していないか調査し、他には事例がないことを確認しました。

具体的な調査結果は以下のとおりです。

- (1) 保安規定を遵守するための具体的な手順が、社内規程類に規定されていることを確認しました。
- (2) 社内規程類で規定された手順が、保安規定と異なる運用となっていないことを確認しました。また、保安規定を遵守するために必要な内容が明確に規定されていることを確認しました。
- (3) 社内規程類で規定した手順どおりに実際の業務が行われていることを、業務の記録類から確認しました。

なお、調査の過程で、社内規程類の記載内容について、より明確化すべき点を抽出しましたので、今後、改善します。

※1 保安規定とは、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けた規定です。

以上